



平成 28 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社エス・ディー・エス バイオテック
代表者名 代表取締役社長 高橋 順一
(コード：4952、東証第二部)
問合せ先 取締役管理部長 深澤 良彦
(TEL. 03-5825-5511)

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の当社第 48 回定時株主総会において承認されることを前提として監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事につきましては、平成 28 年 5 月 31 日開催予定の取締役会にて決議後、速やかに開示いたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

取締役会の監督機能の強化によるコーポレートガバナンスの一層の充実を図るとともに、権限移譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の健全性と効率性を高め、さらなる企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。移行後は、社外取締役 2 名及び社内取締役 1 名の計 3 名の取締役が監査等委員となり、取締役の職務の執行を監督することとなります。

(2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 48 回定時株主総会において、所要な定款変更等についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の目的

- ①監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に係る規定の新設並びに監査役及び監査役会に係る規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- ②改正会社法の施行に伴い、業務執行を行わない取締役等につきましても責任限定契約を締結することが可能となりましたので、当社事業に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 23 条(取締役の責任免除)の一部を変更するものであります。
- ③その他、条文の新設や削除に伴い、必要となる条数の整備等を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 変更日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	平成 28 年 6 月 29 日 (水)
定款の効力発生日 (予定)	平成 28 年 6 月 29 日 (水)

以 上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第14条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって<u>行なう</u>。</p> <p>2 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって<u>行なう</u>。</p> <p>第16条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって<u>行なう</u>。</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって<u>行う</u>。</p> <p>2 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって<u>行う</u>。</p> <p>第16条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、10名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって<u>行う</u>。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会<u>の終結の時に満了する。</u></p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時</u></p>

2 補欠または増員のために選出された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(新設)

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2 (条文省略)

3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第23条 (条文省略)

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に会社法423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計額とする。

第24条～第25条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し少なくとも会日の3日前にこれを発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(新設)

株主総会の終結の時に満了する。

3 任期満了前に退任した取締役の補欠または増員により選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、在任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期と同一とする。

4 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期が満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定する。

2 (現行どおり)

3 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第23条 (現行どおり)

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計額とする。

第24条～第25条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、その期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

<p><u>があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催できる。</u></p>	
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p>	(削除)
<p><u>第37条 監査役会の決議は、法令の別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。</u></p>	
<p><u>(監査役会規則)</u></p>	(削除)
<p><u>第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p>	(削除)
<p><u>第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集手続)</u></p> <p><u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、その期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p><u>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>(新設)</p>	
<p>(新設)</p>	
<p style="text-align: center;"><u>第6章 会計監査人</u></p> <p><u>第40条～第41条 (条文省略)</u></p> <p><u>(会計監査人の報酬)</u></p> <p><u>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	
<p style="text-align: center;"><u>第7章 計算</u></p> <p><u>第43条～第46条 (条文省略)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第1条 (経過処置)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第6章 会計監査人</u></p> <p><u>第33条～第34条 (現行どおり)</u></p> <p><u>(会計監査人の報酬)</u></p> <p><u>第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>第7章 計算</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第7章 計算</u></p>
<p><u>第43条～第46条 (条文省略)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p>	<p><u>第36条～第39条 (現行どおり)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p>
<p><u>第1条 (経過処置)</u></p>	(削除)
<p><u>4. 平成27年3月の定時株主総会において選任される取締役の任期は、第48期事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。なお、本附則は、第48期事業年度に関する定時株主総会の終結の時にこれを削除する。</u></p>	(削除)
<p><u>5. 平成27年3月の定時株主総会の終結の時点をもって再任される会計監査人の任期は、第48期事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。なお、本附則は、第48期事業年度に関する定時株主総会の終結の時にこれを削除する。</u></p>	(削除)
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p>

	<p>第1条 当社は、第48回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>
--	---